

[資料]

# 1959年2月13日共和国大統領令第449号

## ——イタリア保険法典（3）——

岡 豊 基

### はじめに

イタリアの現行保険業法は、1995年3月17日政令第174号（生命保険）<sup>(1)</sup>および同第175号（損害保険）<sup>(2)</sup>である。これらは、旧保険業法である1986年10月22日法律第742号<sup>(3)</sup>および1978年6月10日法律第295号<sup>(4)</sup>を廃止し、それらに取って代わった。しかしながら、これらは、1959年2月13日共和国大統領令第449号（私保険業に関する法律の統一法典の承認）（以下、統一法典とする）の規定の一部を適用する旨の条文（例：1995年政令174号50条3項）を定めている。このことから以下のことが読みとれる。すなわち、イタリアの保険監督関連法令（以下、法令とする）では、新規法令が旧法令の廃止または削除を明示しない限り、旧法令は存続し続ける。そして、新規法令が適用を明示している旧法令は、新規法令とともに保険企業の事業に適用されると同時に、適用が明示されていない法令の規定も、保険企業の事業経営に対して準用または類推適用される可能性がある、ということである。したがって、イタリアの法令を検討する場合には、廃止または削除されていない限り、旧法令をもその視野に入れなければならない、と解することができよう。

ところで、筆者は統一法典をすでに翻訳しているが<sup>(5)</sup>、その後、1995年の保険業法改正の際、統一法典の条文の一部が削除されるなど、その内

容が変わっているので、本稿で再度翻訳を試みることにした。

統一法典はイタリアにおけるそれまでの保険監督関連法令を統一したものである。1955年4月11日法律第294号21条によると、統一された法律は、1923年4月29日法律第966号（1925年4月17日法律第473号、ならびに1928年6月14日法律第1470号およびその後の修正規定が代替）、1925年4月5日法律第440号（1926年2月11日法律第254号が代替）、1927年10月27日法律第2100号（1928年5月20日法律第1133号が代替）、1933年7月13日法律第1059号（1934年1月22日法律第521号が代替）、1933年10月26日法律第1598号（1934年1月29日法律第304号が代替）、1934年7月12日法律第1290号（1935年2月12日法律第303号が代替）、1940年6月3日法律第761号、1941年1月27日法律第286号、1946年12月15日政令第349号およびその後の修正、1948年2月15日法律第159号、1950年8月10日法律第792号、1952年2月23日法律第102号、ならびにその他の補完および修正規定である。

なお、統一法典の条文すでに削除されたものも比較法研究には重要であると解されるので、捕捉できる限りこれらの条文を翻訳した。

- (1) 拙訳「1995年3月17日政令第174号—イタリア保険法典（1）」神戸学院法学26巻3号1頁を参照。
- (2) 拙訳「1995年3月17日政令第175号—イタリア保険法典（2）」神戸学院法学26巻4号29頁を参照。
- (3) 拙訳・イタリア保険業法（1992年現在）1頁～49頁（（財）生命保険文化研究所・平成5年7月）を参照。
- (4) 拙訳・前掲書50頁～99頁を参照。
- (5) 拙訳・前掲書100頁～143頁を参照。
- (6) たとえば、1995年3月17日政令第174号第113条第1項（拙訳「1995年3月17日政令第174号」95頁）。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

## 1959年2月13日共和国大統領令第449号

(私保険業に関する法律の統一法典の承認)

Decreto del Presidente della Repubblica 13 febbraio 1959, n. 449—

Approvazione del testo unico delle leggi sull'esercizio  
delle assicurazioni private (in G.U. 6 luglio 1959,  
supplemento ordinario, n. 158)

### 第1章 序 章

第1条 (統一法典の規定の対象となる企業および法人)

第2条 (統一法典の規定の対象とならない企業および法人)

第3条 (保険の営業が禁止される主体。禁止業務)

第4条 (イタリアの保有契約に含まれる契約)

### 第2章 生命元受保険および生命再保険。総則

第5条 (生命保険の引受主体)

#### 第1節 全国保険公社 (INA)

第6条 (職務)

第7条 (組織)

第8条 (保険企業からの保有契約の譲渡)

第9条 (理事会および常任委員会)

第10条 (理事会の権限)

第11条 (総局長)

第12条 (監査役会)

第13条（職員および営業係員）

第14条（営業販売員および保険料徴収員の賃金）

第15条（数理的準備金および他の資金の用法）

第16条（職務上の秘密）

## 第2節 私企業

### 第1款 事業免許

第17条（免許）

第18条（内国企業の事業免許の条件）

第19条（外国企業の事業免許の条件）

第20条（待遇の同等性と相互主義）

### 第2款 保険料率および保険約款の認可

第21条（保険料率および保険約款）

第22条（免許申請時に提出された資産および資料の修正）

### 第3款 全国保険公社（INA）に対する危険の譲渡

第23条（譲渡義務）

第24条（譲渡の方式）

第25条（全国保険公社（INA）の貸借対照表の利益に対する譲渡会社  
の参加）

第26条（全国保険公社（INA）から譲渡企業へ支払われる額の拘束）

### 第4款 担保および数理的準備金

第27条（担保および開始基金）

第28条（数理的準備金）

第29条（数理的準備金の担保資産の拘束）

第30条（数理的準備金の担保資産）

1959年2月13日共和国大統領令第449号

第31条（数理的準備金を構成する資産の拘束方式。抵当権および先取特権）

#### 第5款 生命保険と分離された経営義務

第32条（生命保険に付随する他の保険業）

### 第3章 カピタリザシオン業

第33条（総則）

第34条（拘束された動産に対する先取特権）

第35条（契約期間および解約）

第36条（抽選）

### 第4章 損害元受保険および損害再保険

#### 第1節 事業免許

第37条（免許）

第38条（内国企業の事業免許の条件）

第39条（外国企業の事業免許の条件）

#### 第2節 担保

第40条（担保の設定および限度の義務）

第41条（担保の設定義務の免除）

第42条（担保資産。供託および拘束）

## 第5章 自己の加入者の生命保険、信託業、および 被保険者の扶助に関する事業活動

第43条（自己の加入者の生命保険を営む法人）

第44条（団体保険またはカピタリザシオン契約による資金または年金の  
支払を行なう法人）

第45条（信託業法人）

第46条（被保険者扶助の法人）

## 第6章 前章までの規定に共通な規定

第47条（営業中の企業の資本金および設立基金。他の種目への事業の拡大）

第48条（営業中の企業の担保の最低限度額）

第49条（営業中の企業の数理的準備金の担保および開始基金の限度額）

第50条（イタリア再保険協会）

第51条（外国への事業の拡大）

第52条（第3章および第4章の規定の適用除外の企業）

## 第7章 貸借対照表、損益計算書およびその他の行政上の履行

### 第1節 全国保険公社（INA）の貸借対照表

第53条（年次貸借対照表および5年ごとの報告書）

第54条（利益配分）

### 第2節 保険企業およびカピタリザシオン企業の 貸借対照表およびその他の履行

第55条（会社の営業および貸借対照表の承認期間）

1959年2月13日共和国大統領令第449号

- 第56条（貸借対照表のひな形および関連書類の提出）  
第57条（生命保険企業およびカピタリザシオン企業の貸借対照表に添付される技術的報告書）  
第58条（外国企業の貸借対照表）  
第59条（法定準備金基金）  
第60条（保険料積立金および保険金準備金）  
第61条（計算書類および計算帳簿）

第3節　自己の加入者の生命保険業、カピタリザシオン業、  
信託業、および被保険者の扶助に関する事業活動を行なう法人の貸借対照表

- 第62条（貸借対照表のひな形およびその提出）  
第63条（自己の加入者の生命保険業およびカピタリザシオン業を営む法人の貸借対照表）

第8章 行政上の監督

第1節 監督の執行

- 第64条（監督機関）  
第65条（資料およびデータの検査ならびに要請）  
第66条（私保険団体利益保険総局長の保険法人同業者団体への参加）

第2節 監督分担金

- 第67条（分担金拠出義務）  
第68条（免除）

第3節 監督機関の行政上の措置

- 第69条（数理的準備金および担保の確保義務ならびに貸借対照表の提出

義務不履行企業の責任に対する制裁)

第70条 (新契約の引受禁止)

第71条 (数理的準備金の不充足に基づく強制清算)

第72条 (統一法典および規則の違反に基づく強制清算)

第73条 (危険の譲渡の禁止権限)

#### 第4節 統一法典の違反に基づく保険契約の取消および解除

第74条 (取消)

第75条 (解除)

### 第9章 私保険諮問委員会

第76条 (委員長および部局)

第77条 (権限)

第78条 (組織)

第79条 (職務)

### 第10章 企業の行政上の強制清算

#### 第1節 清算手続

第80条 (清算措置。監督)

第81条 (清算の方式)

第82条 (支払不能状態)

#### 第2節 清算の効果

第83条 (進行中の保険契約に関する清算の効果)

第84条 (資産の配分)

第85条 (数理的準備金と担保との確保資産ならびに再保険に付すべき額

1959年2月13日共和国大統領令第449号  
に対する先取特権)  
第86条（責任の訴えおよび刑事規定）

## 第11章 企業の集中および保有契約の包括移転

第87条（資産の出資による集中）  
第88条（清算中の企業の保有契約の包括移転）  
第89条（適用規定）

## 第12章 脅迫の危険および海上運送、航空運送危険の再保険に関する特別規定

第90条（脅迫の危険に関する再保険）  
第91条（海上運送および航空運送危険の一部を再保険で引き受ける企業に対する認可）  
第92条（海上運送および航空運送危険の再保険）  
第93条（海上運送および航空運送危険の再保険の経営）  
第94条（技術経営管理監督委員会）

## 第13章 獲得手数料の分割。生命保険の流用。 延期効力を有する保険

### 第1節 獲得手数料の分割

第95条（割引の禁止）  
第96条（契約獲得に関する手数料の分割）  
第97条（獲得手数料の分割の除外）

## 第2節 生命保険の流用

第98条（生命保険の流用）

第99条（流用を予防する措置）

第100条（流用保険者の責任における措置および制裁）

## 第3節 延期効力を有する保険

第101条（延期効力を有する保険契約の締結禁止）

第102条（被保険者に対する同一危険および同一目的物に関する将来の保険契約を約束する行為の禁止）

第103条（延期効力を有する契約締結の認可）

第104条（禁止に反する取引の無効）

## 第14章 行政上および刑事上の制裁

### 第1節 行政上の制裁

第105条（割引禁止の違反に対する制裁）

第106条（保険企業または法人の割引禁止および分割義務の違反に対する制裁）

第107条（生命保険契約の流用に対する制裁）

第108条（延期効力のある保険契約の禁止違反に対する制裁）

第109条（割引禁止、手数料の割引義務、流用禁止の違反の確認）

第110条（制裁の適用管轄および手続）

第111条（大臣の措置に対する提訴）

第112条（制裁の執行）

### 第2節 刑事上の制裁

第113条（貸借対照表に関する義務違反に対する措置）

第114条（外国への危険の移転および統一法典中の保険業の執行に対する制裁）

1959年2月13日共和国大統領令第449号

第115条（他の制裁）

第15章 稅務規定

第116条（保険業およびカピタリザシオン業の事業認可に対する政府の認可税）

第117条（カピタリザシオンの税務体系）

第118条（保険協同組合および保険相互会社）

第119条（信託公庫に預託された有価証券の印紙税および抵当税の免除）

第120条（信託公庫における証券預託の保管税）

第16章 終 則

第121条（《istituto》の名称および《nazionale》の称号の使用禁止）

第122条（生命保険の協同組合における法人の分担金および株式）

第123条（統一法典の対象となる企業および法人の責任における分担金および賦課金の適用）

第124条（未認可企業および外国で締結された生命保険契約）

## 第1章 序 章

第1条（統一法典の規定の対象となる企業および法人）以下の事業を営むすべての内国企業および外国企業は、設立後、本統一法典の対象となる。

- a) すべての種目および形態における保険業。
- b) 再保険業。
- c) カピタリザシオン業。

1912年4月4日法律第305号に基づいて設立された全国保険公社（Istituto Nazionale delle Assicurazioni：INA）もまた、本統一法典の対象となる。

この他に、自己の構成員または組合員の生命に関する資金保険もしくは年金保険、またはカピタリザシオン業の営業を目的として名称が付与され、設立された法人および信託法人もまた、本統一法典の対象となる。

第2条（統一法典の規定の対象とならない企業および法人）本統一法典の規定は以下に対しては適用されない。

- a) 公共団体。
- b) 法令に基づき国庫省が監督する保障組合。
- c) 全国職業労働傷害疾病保険公社、全国社会保障公社、全国疾病保険公社、ならびに労働者または各職業分野の利益をはかる目的で、社会保障の法律制度の中に含まれる様々な形態の保障および相互扶助のために設立されたその他の法人、金庫、基金および特殊管理運営制度。
- d) 1925年4月17日法律第473号で変更され、その後、1934年7月12日暫定措置令法第1290号第9条で修正され、かつ1935年2月12日法律第303号で変更された1907年7月7日法律第526号、および1923年10月21日暫定措置令第2479号で修正された1919年9月2日暫定

1959年2月13日共和国大統領令第449号

措置令第1759号の規定に基づいて設立された農業保険相互組合。

e) 出資者に対する支払額が25万リラを上回らない、または年金額が18万リラを上回らない保険相互会社および保険相互組合。

**第3条（保険の営業が禁止される主体。禁止業務）** 合名会社、合資会社、有限会社および個人は第1条の事業の営業が禁止される。ただし、民法第1872条以下に基づく終身定期年金契約の締結はこの限りではない。

共和国内においては、自然保険料による生命保険業およびトンチン組合または配当組合の活動は禁止される。

第2条の事業をもっぱら外国で営むことを定めた企業が、共和国内において設立されることは禁止される。

**第4条（イタリアの保有契約に含まれる契約）** 本統一法典の規定に従つて、内国企業または外国企業の代理人および第1条に定められた企業により、共和国内において締結された保険契約およびカピタリザシオン契約は、イタリアの保有契約となる。

この他に、前項の企業および法人により外国で締結された保険契約およびカピタリザシオン契約は、イタリア共和国内で履行される場合、イタリアの保有契約となる。

## 第2章 生命元受保険および生命再保険。総則

**第5条（生命保険の引受主体）** 生命保険は、全国保険公社（INA）ならびに本統一法典の規定に基づいて認可された内国企業および外国企業により引き受けられる。

### 第1節 全国保険公社（INA）

**第6条（職務）** 全国保険公社（INA）は国内および外国において、

すべての可能な形態により生命保険を引き受ける。

全国保険公社（INA）の発行した保険証券は、国により保証される。

（※第2項は1992年12月23日政令第515号により削除。1993年5月20日に発効。※印は筆者挿入の意。）

**第7条（組織）** 全国保険公社（INA）は法人格を有し、独立した経営を行う。ローマに本店を有し、商工省および国庫省の監督に服する。

全国保険公社（INA）の組織は定款により規律される。定款は、商工大臣が国務院の意見を聴取した後、共和国大統領令により認可される。

**第8条（保険企業からの保有契約の譲渡）** 全国保険公社（INA）は内国企業および外国企業の申請に基づき、理事会の定めた条件で、申請企業の保有契約の譲渡を受け入れる権限を有する。

前項の譲渡がなされると、全国保険公社（INA）は譲渡企業の被保険者に対する義務および権利について、合意および個々の契約から生ずる条件に応じて当該企業に代替する。

全国保険公社（INA）は、自社に譲渡された契約について被保険者の負担する保険料の減額相当額に応じて、被保険者の分担額を各企業の利益に転換することができる。

**第9条（理事会および常任委員会）** 全国保険公社（INA）の理事会は、商工大臣により発議され、閣議で承認された後、共和国大統領令により設立される。

総裁は理事の中から互選され、共和国大統領令により任命される。総裁は全国保険公社（INA）の代表権を有する。

理事会は以下の者で構成される。

a) 代表構成員として、全国保険公社（INA）の総局長。

b) 監督局長を下回らない地位の職員2名。そのうち1名は商工省

1959年2月13日共和国大統領令第449号

が、1名は国庫省が指名する。

c) 労働社会保障省の代表者1名。

d) 9名の構成員。そのうち1名は首相の指名により、他の者は特別な技術的および行政的能力を有する者。

e) 全国社会保障公社総裁。

b文、c文およびd文に定められた構成員の任期は、任命行為がなされた年度も含めた4事業年度とする。

4年間が経過すると、この間に任命された構成員も退任する。

d文が適用される場合、国家公務員は全国保険公社(INA)の理事会構成員になることができない。ただし、国務院および会計院、高等および中等教育機関の教員、ならびに裁判官はこの限りではない。

理事会に常任委員会を設置することができる。

常任委員会の権限、職務規定および構成員の任期は、定款により定められる。

商工省の私保険団体利益保険総局長は、議決権を持たないで理事会および常任委員会に参加する権限を有する。

理事会の構成員は、会合への出席報酬および利益配当により報酬が与えられる。

第10条（理事会の権限）理事会は以下の事項について決議する。

1) 定款の修正提案。

2) 支店、営業所および代理店の設置。

3) 各保険契約の保険料率表および保険証券。

4) 団体保険契約の提案。

5) 保有契約の譲渡、再保険の取扱および保険企業との他の隨時の合意。

6) 管理部門の内部規律および代理人の事業契約書。

7) 基金の運営および管理。

- 8) 被保険者および事業法人の利益配当に関する随時の規定。
- 9) 数理的準備金および保証準備金に関する積立金。
- 10) 貸借対照表。
- 11) 純利益への職員の参加。
- 12) 通常の経営管理を超えるすべての行為、または全国保険公社(INA)にとって特別に重要なすべての行為。

理事会は総裁と総局長との権限を決定し、職員を任免し、雇用契約の内容を決定する。

前掲1番および3番の決定は、商工大臣令により認可される。

**第11条（総局長）** 全国保険公社(INA)の総局長は、商工大臣の指名に基づき閣議で承認された後、共和国大統領令により任命される。

総局長は理事会の決議内容を遂行し、技術経営管理業務を監督とともに、全国保険公社(INA)の経営に関するすべての書類、契約および文書に署名する。

総局長は商工大臣の発議に基づき閣議で承認された後、共和国大統領令によるものでなければ、解任されることはない。

**第12条（監査役会）** 全国保険公社(INA)の監査部門は、商工大臣および国庫大臣の発議に従って、共和国大統領令で任命された委員会により運営される。委員会は、会計検査院長により指名された1名の会計検査院理事および2名の国家公務員からなる。国家公務員のうちの1名は国庫大臣、他の1名は商工大臣の指名による。

これら2名の大蔵および会計検査院長は、委員会設立命令で任命される監査役補佐を指名する。

監査役の報酬の支払方法および額は大統領令で決定される。委員報酬は、監査役会および常任委員会への参加ごとに支払われる。

委員会の任期は4年以内とし、当該貸借対照表の提出により期限が到

1959年2月13日共和国大統領令第449号

来るする第9条b文、c文およびd文に定められた理事会の構成員の任期と一致する。

監査役は民法第2403条以下の規定に定められた任務を遂行し、義務を負う。

**第13条（職員および営業係員）** 全国保険公社（INA）は営業係員の他に、経営管理および技術部門の職員を有する。

全国保険公社（INA）と職員との関係は、私的雇用契約により規律される。

**第14条（営業販売員および保険料徴収員の賃金）** 営業販売員の賃金は、通常、自己が締結した契約について、その数および額に応じて支給される。

全国保険公社（INA）の業務を代理することができるのは、郵便電信大臣により指名された範囲の郵便局長、公証人、コムーネの書記および職員、ならびに理事会により承認されたその他の自然人および法人である。

保険契約上の保険料の受領業務および保険金の支払業務は、全国保険公社（INA）の部門または金融機関の他に、商工大臣および郵便電信大臣により指名された郵便局においても行われる。

これらの業務の遂行に関する規定は、規則により定められる。

**第15条（数理的準備金および他の資金の用法）** （※本条は1986年10月22日法律第742号第31条により削除。）

**第16条（職務上の秘密）** 全国保険公社（INA）において業務を遂行する場合、全国保険公社（INA）、保険企業および私人間の合意および関係を知るに至った者は、それを知る限りにおいて黙秘の義務があり、

違反は刑罰の対象となる。

全国保険公社（INA）の組織および職員は、いかなる場合においても、全国保険公社（INA）、保険企業および私人間の契約に関する通告および資料を税務署に通知することが禁止される。

## 第2節 私企業

### 第1款 事業免許

第17条（免許）生命元受保険業または生命再保険業を営もうとする内国企業、共和国内で生命元受保険業を営もうとする外国企業、およびこれらの種目における再保険業のために共和国内に統括代理人を任命しようとする外国企業は、それぞれについて事前に免許を取得しなければならない。

免許は官報に掲載される商工省令で交付される。

第18条（内国企業の事業免許の条件）内国企業は、生命元受保険業の事業免許を取得するために、商工省に対して以下の書類を提出し、免許を申請しなければならない。

- 1) 株式会社または協同組合については、5億リラを下回らない資本金を法律に従って確保していることの証明、または保険相互会社については、前掲の額を下回らない設立基金を法律に従って確保していることの証明。
- 2) 信託公庫または発券銀行において、200万リラを現金または国債で供託したことの証明。供託は認可が否定された場合には返還される。
- 3) 保険料および数理的準備金の算定のために採用される技術的基礎を構成する資料である死亡率表、疾病率表および予定利率。
- 4) 純保険料、付加保険料および数理的準備金の算定のために採用された保険数理方法の解説。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

5) 純保険料および営業保険料の料率。

6) 各保険種目の普通保険約款。これらの約款は、保険金額の減額および解約を規定しなければならない。

3番、4番および5番に定められた技術的内容は、第57条の教員資格者または保険経理人により署名されなければならない。

生命保険に関する再保険業を営もうとする内国企業は、当該免許を取得するためには、合法的に設立され、1番の資本金または設立基金を確保していることを証明しなければならない。

**第19条（外国企業の事業免許の条件）** 外国の生命元受保険企業は、生命保険免許を取得するためには、第18条の書類を作成する他に、以下の義務を負う。

a) 民法第2506条に定められた形態に従って、共和国内において、イタリア国内に居住する統括代理人を任命すること。この者は、裁判所および共和国の全官庁に対して企業を代理し、契約を締結し、共和国内で遂行された保険に関するその他の書類に署名し、本統一法典に定められた担保の設定および拘束に必要な業務を行う権限を有すること。

b) 本店所在国において、10年間以上にわたり生命保険業を合法的に営んできたことを証明すること。

c) 商工省が請求した他のすべての書類を備えること。

普通保険約款、特別保険約款および他のすべての付則は、イタリア語で編集されなければならない。

生命保険の再保険業を営む目的で、当該免許を取得するために必要な代理人を共和国内において任命しようとする外国企業は、民法第2506条の様式を充足していること、および第18条第1項の資本金または設立基金を確保していることを証明しなければならない。

第20条（待遇の平等性と相互主義）イタリア企業が外国企業の本店所在国内で、当該国企業と平等の待遇において活動することが認められない場合には、当該国の企業に対する免許は認められない。

この場合、商工省は、待遇の平等性の原則または相互主義の原則の適用を必要とする外国企業の事業の承認および遂行に関する特別の条件を決定する。外国の監督官庁がその国内で活動するイタリアの会社について、内国企業との待遇の平等性において保険の営業を継続させる場合には、この手段は適用されない。

## 第2款 保険料率および保険約款の認可

第21条（保険料率および保険約款）商工省は、企業が提出した保険料率および保険約款についても、第17条の認可命令により認可する。

第22条（免許申請時に提出された資産および資料の修正）商工省に提出された資産および資料の修正は、第18条および第19条に定められた条件で、同省により認可されなければならない。修正は認可命令の日から効力を生ずる。

## 第3款 全国保険公社（INA）に対する危険の譲渡

第23条（譲渡義務）共和国内において、本統一法典に基づいて生命保険業を営む内国および外国企業は、イタリアの保有契約を構成する事業活動に関して引き受けた危険の一部を全国保険公社（INA）に譲渡する義務を負う。

前項の譲渡割合は、共和国内における生命保険の営業開始後5年以内に引き受けた危険については30パーセント、その後の5年以内のそれについては20パーセント、その後のそれについては10パーセントとする。

ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国内に本店を有する企業の譲渡割合の決定は、当該企業が本店所在国において生命保険を引き受けている期

1959年2月13日共和国大統領令第449号

間内の全営業が考慮される。この場合、当該企業は、生命保険を引き受けている期間内に、営業に関して監督官庁の発効した証明書を提出しなければならない。

全国保険公社（INA）は、企業が引き受けた危険に対応する保険契約の譲渡を引き受けない権限を有する。全国保険公社（INA）はこの権限を行使しない場合、譲渡された部分について、契約上の規定を適用して、契約について譲渡会社が認める給付を履行する義務を負う。

分担額は国家が保証する。

企業は、各契約の締結日から30日以内に全国保険公社（INA）に対して、共和国内で締結したすべての契約を通知しなければならない。

（※本条は1992年12月23日政令第515条第27条により削除。1993年5月20日発効。）

**第24条（譲渡の方式）** 前条に定められた譲渡は、保険契約から派生する保険料の相当額によりなされる。この場合、保険金額の4パーセントを上限とし、1年目の保険料の80パーセントを上回らない範囲内で、獲得費用の4分の1を控除する。その後は、私企業から全国保険公社（INA）に支払われる保険料の相当額は、取立費用を控除し、年間保険料の8パーセントに等しい額とする。

私企業は、この他に、本統一法典第21条に基づいて適用される料率の上昇に相当する持ち分の半額を留保する。

全国保険公社（INA）が譲渡における分担額に対して私企業に支払う獲得手数料は、全国保険公社（INA）から私企業に対し、1年目にその全額が支払われる。ただし、2年目に解約された保険契約について、全国保険公社（INA）は、第97条の場合を除き、受領した手数料の15パーセントを2年目に解約された保険料の額に比例させたうえで、解約時に返還しなければならない。この場合、負担された獲得費用の払戻額との差額を処理する。

(※本条は1992年12月23日政令第515条第27条により削除。1993年5月20日発効。)

**第25条（全国保険公社（INA）の貸借対照表の利益に対する譲渡会社の参加）** 全国保険公社（INA）は、自社に譲渡された分担額につき、1939年1月1日以後、自己が各契約者に付与する分担額に等しい貸借対照表上の利益配当金を私保険企業に支払う義務がある。

企業は、すべての企業が商工大臣による認可のために添付しなければならない計画書に従って、全国保険公社（INA）が自己の権利者に支払う額を下回らない額において、前項の利益を被保険者のための配当に充当しなければならない。

(※本条は1992年12月23日政令第515条第27条により削除。1993年5月20日発効。)

**第26条（全国保険公社（INA）から譲渡企業へ支払われる額の拘束）** 保険事故の発生または保険契約の満期が到来したことにより、全国保険公社（INA）が元受保険企業に支払う金額、および譲渡分担額に対応する数理的準備金は、当該保険契約の保険金受取人および被保険者のために拘束される。

(※本条は1992年12月23日政令第515条第27条により削除。1993年5月20日発効。)

#### 第4款 担保および数理的準備金

**第27条（担保および開始基金）** 共和国内における事業免許を取得した内国および外国保険企業は、第30条および第31条に定められた方式で以下の資産を積み立て、拘束しなければならない。

- a) 共和国内で行う事業活動の保証としての5,000万リラの担保。
- b) 数理的準備金の中に組み入れられる1億リラの開始基金。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

これらは各目的に従って、第18条に定められた条件でなされた供託として評価されることができる。

第28条（数理的準備金）イタリアの保有契約に含まれる保険契約について引き受けられた債務の履行に引き当たられる準備金（数理的準備金）は、第18条の死亡率表、疾病率表および予定利率を基礎として算出された額を下回ってはならない。

企業は以下の項目を3年ごとに商工省に提出しなければならない。

- 1) 前掲の表に示された死亡率と実際のそれとの比較。
- 2) 前掲の予定利率と準備金を使用したことにより実際生じたそれとの比較。

前掲の数字は、第57条の教員資格者または保険経理人により署名されなければならない。

数字の差が企業の技術的機能の確実性に関して懸念される程度である場合には、商工省は当該企業に対し、別の措置を除いて、その正当性を説明するよう求める。

第29条（数理的準備金の担保資産の拘束）内国および外国の生命保険企業は、イタリアの保有契約に関連し、前条の要素に基づいて算定された数理的準備金を担保するために必要な資産を共和国内に所有し、その保険契約がイタリアの保有契約を構成する被保険者のために拘束しなければならない。

新契約を引き受けず、その業務が過去に引き受けた保有契約の運用に限定された企業も、同様の義務を負担する。

第30条（数理的準備金の担保資産）数理的準備金は、以下に定められた資産の一つまたは複数で構成されなければならない。

- 1) イタリア政府が振り出した、または保証した国債。

- 2) イタリア国内の土地債権の運用権限を有する機関が発行した債券。
- 3) 国が支払義務を負担し、譲渡または代位により企業が取得した年賦払債券。
- 4) 共和国内に存在する抵当権の設定されていない不動産。
- 5) 共和国内に存在する不動産上の第一抵当権により保証された不動産抵当貸付。ただし、当該不動産の価値の半額を上回らない額について、正当に評価されたものに限る。
- 6) 解約返戻金額を限度とする生命保険の保険証券担保貸付。
- 7) 預金貸付金庫または普通もしくは郵便貯蓄金庫における現金による預金。ただし、準備金の15パーセントを限度とする。
- 8) イタリア銀行、イタリア土地不動産信用金庫、イタリア動産金庫、公益企業信用金庫および公益事業信用金庫の持分。経済的で民間のために公的に援助された建物の建築のために正当に保証された不動産抵当貸付。数理的準備金の15パーセントを限度として、イタリア南部経済開発公社、シチリア中小産業金融公社、サルデニヤ中小企業金融公庫、産業復興公社、イタリア電力公社、イタリア炭化水素公社、産業経営者金融公庫、鉱山企業経営公社およびこれらに関連する企業の他に、5年以上にわたり株式市場で取り引きされた内国株式会社の株式および社債。

同一会社が発行した証券に対する投資は、数理的準備金額の15パーセントで算定された額の5パーセントを上回ってはならない。株式投資の場合には、その株式を発行する会社の資本金の3パーセントを上回ることができない。

証券の評価基準および実行に関する他の規定は、国庫大臣の同意を得た商工大臣の提案に基づき、共和国大統領令により決定される。

- 9) 国庫大臣の同意を得た商工大臣の認可による他の使用方法。

前掲の準備金は、再保険に付された分担額を控除することなく、全資

1959年2月13日共和国大統領令第449号

産で構成されなければならない。ただし、全国保険公社（INA）および第50条のイタリア再保険協会へ譲渡された分担額を除く。

第31条（数理的準備金を構成する資産の拘束方式。抵当権および先取特権）前条に定められた証券のうち、持参人払式証券は預金貸付金庫または発券銀行に供託されなければならない。

数理的準備金の担保に向けられた前項の証券およびその他の有価証券は、規則に定められた様式で、保険契約がイタリアの保有契約を構成する被保険者のために拘束されなければならない。

不動産上には、商工大臣令に基づいて抵当権が設定される。不動産抵当貸付については、商工大臣令に基づく前項の拘束は、民法第2843条の文言に従って、不動産抵当貸付が担保されている抵当権登記簿に副次的に記載される。抵当権の抹消および拘束の解除は商工大臣令に基づいてなされる。

数理的準備金の構成資産の評価基準、ならびに当該資産の供託、拘束、交換および解除の方法および条件は、規則により定められる。

数理的準備金を構成し、前項までの規定に従って被保険者の保証のために拘束された動産上には、当該被保険者のために先取特権が設定される。先取特権は、民法第2778条第12号以下の先取特権に優先し、その他の先取特権に劣後する。

## 第5款 生命保険と分離された経営義務

第32条（生命保険に付随する他の保険業）生命保険以外の他の保険業を営もうとする企業は、生命保険から生ずる債務の履行に向けられる資金および準備金の額を定款の中に示したうえ、その経営を分離しなければならない。資金および準備金は、第18条および第19条に定められた額を下回ることはできない。

生命保険の経営に関する資産は、他の性質の債務の履行に転用するこ

とができる。

### 第3章 カピタリザシオン業

**第33条（総則）** 全国保険公社（INA）、内国および外国のカピタリザシオン企業、ならびにこれらの企業と同じく、生存期間について無条件で報酬としての支払、一度限りのまたは定期的な配当または授与、現金または他の資産の譲渡による金銭の支払、複数年にわたる証券等の預託業務を営もうとする企業は、生命保険に関して、事業免許、資本金、担保、数理的準備金、保険料率、保険約款および技術的準備金の担保資産の拘束を定める本統一法典の規定の対象となる。前掲の保険を営んでいる企業には、適用または比較される限りにおいて、本統一法典の他の規定も適用される。この他に、出資または配当、および給付がつねに現金でなされる場合も同様である。

本条の企業および法人が発行する契約で、複数年にわたり金銭を受領する権限を含む型のものは、認可命令によって認められる。

**第34条（拘束された動産に対する先取特権）** カピタリザシオン業に基づく債権者は、前条の法人および企業の活動を担保するために積み立てられた数理的準備金の保証のために、本統一法典の規定に従って拘束されたすべての動産上に第31条最終項の先取特権を有する。

**第35条（契約期間および解約）** 第33条に定められたカピタリザシオン契約の期間は、5年以上25年以下とされる。契約者の責任においてこれを上回る支払期間が約定された場合には、その支払額は同額かまたは減額される。

契約者は年間保険料を全額支払った場合、契約締結日から2年目の開始日に契約の解約権を取得する。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

第36条（抽選）カピタリザシオン契約で約定金額の支払が先に行われる契約の抽選期間が定められている場合には、その後の抽選については、契約と同額またはそれ以下の額が定められなければならない。この場合、1年につき発行された1,000契約あたり5を上回ってはならない。

抽選は半年以上の期間をあけて行われなければならない。

## 第4章 損害元受保険および損害再保険

### 第1節 事業免許

第37条（免許）損害元受保険業および損害再保険業を営もうとする内国企業、共和国内で損害元受保険業を営もうとする外国企業、および損害種目の中で再保険の営業のために共和国内に代理人を任命しようとする外国企業は、それについて第17条に定られた形式および様式で、事前に免許を取得しなければならない。

第38条（内国企業の事業免許の条件）損害元受保険業および損害再保険業の事業免許を取得するために、内国企業は商工省に認可申請しなければならない。その際、株式会社または協同組合の場合には資本金について、相互保険会社の場合には設立基金について、以下の限度額を下回らない金額を合法的に保有していることを証明しなければならない。

- 1) 営業が火災、海上および航空運送危険、または自動車の運行に起因する損害に対する責任に関する保険を含む場合には、2億5,000万リラ。そのうち半額以上は支払済みであること。
- 2) 営業が前掲1番に定められた保険以外で、傷害、疾病、責任、陸上運送、雹、盜難および信用という危険のうち、一つまたは複数の危険に関する保険を含む場合には、1億5,000万リラ。そのうち半額以上は支払済みであること。
- 3) 営業が前掲1番および2番に定められていない他の種目に制限

される場合には、8,000万リラ。そのうち半額以上は支払済みであること。これらの種類の保険の一つのみを営業する場合には、4,000万リラ。そのうち半額以上は支払済みであること。

**第39条（外国企業の事業免許の条件）** 損害元受保険業を営もうとする外国企業、または損害再保険業の営業のために共和国内に代理人を任命しようとする外国企業は、資本金の額に関する前条の規定を充足する他に、民法第2506条に基づいて、共和国内において合法的に代理人を任命したことを証明しなければならない。

外国企業には第20条の規定が適用される。

## 第2節 担保

**第40条（担保の設定および限度額の義務）** 内国企業および外国企業は、保険相互会社または協同組合を問わず、共和国内において生命保険以外の保険の営業を開始するためには、イタリアの保有契約を構成する契約について、被保険者にもっとも有利になるように、以下の最小担保額を設定し、拘束しなければならない。

- 1) 営業が火災、海上もしくは航空運送危険、または自動車の運行に起因する損害に対する責任に関する保険を含む場合には、6,000万リラ。
- 2) 営業が前掲1番に定められた保険以外で、傷害、疾病、責任、陸上運送、雹、盗難および信用という危険のうち、一つまたは複数の危険に関する保険を含む場合には、3,000万リラ。
- 3) 営業が前掲1番および2番に定められていない他の種目に限定される場合には、500万リラ。

当該企業は、この他に、その事業を営むために、第4条に基づいてイタリアの保有契約に含まれる危険につき、営業時および事前に締結された保険契約に関して、満期の到来した営業の徴収済保険料の35パーセン

1959年2月13日共和国大統領令第449号

トに相当する担保を被保険者のために毎年度末に設定し、拘束しなければならない。

その額は以下のよう減額される。

- a) 規則の規定および基準に従った短期間の危険、および屠殺される家畜の保険に関する危険については、15パーセント。
- b) 霽害保険に関する危険については、20パーセント。

第1項に定められた担保の最低限度額は、第2項および第3項に含まれる規定に準じて、年間保険料の分担額に相当する担保の中に組み込まれる開始基金の半額に割り当てられる。

拘束された担保を減額する場合には、商工省は、超過分はいずれ清算される未払の損害墳補金の支払に充当されるように命ずることができる。

**第41条（担保の設定義務の免除）** 定款の規定に従ってまたは事実上一つのコムーネ内で、かつ第38条に定められていない種目について事業活動している保険相互会社および協同組合は、年間保険料または掛金の額が各種目につき10万リラを上回らず、かつ全種目のその合計額が50万リラを上回らない場合には、担保の設定義務を負わない。

**第42条（担保資産。供託および拘束）** 第40条の担保の設定、当該担保を構成する資産の供託および拘束、ならびに被保険者に属するこれらの資産上の先取特権については、第30条および第31条の規定が適用される。

## 第5章 自己の加入者の生命保険、信託業、および 被保険者の扶助に関する事業活動

**第43条（自己の加入者の生命保険を営む法人）** 自己の加入者の生存期間中に関する合意で、徴収掛金の報酬として資金または年金の支払義務を負う法人は、事業活動を開始するためには、商工大臣令により認可さ

れなければならない。法人が特別法に基づいて設立された場合であっても、本統一法典および生命保険業を規制する規則が適用される。当該法人が年間資金額を5,000リラ、および年間年金額を800リラを限度として営業している場合には、第23条の危険を構成する分担額を全国保険公社(INA)に譲渡する義務を負わない。

**第44条（団体保険またはカピタリザシオン契約による資金または年金の支払を行なう法人）** 全国保険公社(INA)または本統一法典の規定に従って活動している生命保険企業もしくはカピタリザシオン企業との間で締結される、自己の加入者に関する団体保険またはカピタリザシオン契約によって、資金または年金の支払を目的とする法人は、前条に定められた命令の対象とはならない。

前項の免除は商工大臣令により宣告される。

**第45条（信託業法人）** 第三者から寄託された財の信託業務を遂行し、その運用益の支払を目的とする名称を付与され、設立された企業は、技術的準備金に関する規定を除いて、本統一法典、ならびにカピタリザシオン企業および法人を規律する規則の対象となるとともに、5,000万リラを下回らない払込済みの資本金または設立基金を有していなければならぬ。

資本金または設立基金および資産準備金は、第30条または以下に基づいて構成されなければならない。

- a) 国家または他の公法人からの金銭徴収の委託により担保された貸付金。
- b) 国債、国家が保証した債券、土地不動産債券またはこれらに類似したもしくは同等の債券に設定された質権。
- c) 用益権および不動産の虚有権。
- d) 資本金の10パーセントを限度とした、類似の法人または金融機

1959年2月13日共和国大統領令第449号

閔の債券または証券。

第1項の法人は、すべての事業活動につき、利潤の配当ではなく利益を支払う内容の免許を取得することができる。この法人は、その場合、本統一法典、ならびにカピタリザシオン企業および法人を規律する規則の対象となる。

免許命令により、その発効時に、前項の法人が運用しようとしている証券の種類を定めることができる。

(※本条は1987年2月16日暫定措置令第27号第1条により削除。)

**第46条（被保険者扶助の法人）** 本統一法典が規律する保険企業で、被保険者の扶助を目的とする会社および組合は、損害保険契約の履行に限定された事業を行うことができる。これらの企業は、商工大臣の同意を得なければならない。ただし、50万リラ以上の資本金または設立基金が出資されている場合には、同意は必要とされない。

これらの会社および組合は、被保険者との関係を規律した約款を事前に商工省に提出しなければならず、いかなる形態によっても、直接的かつ間接的に、保険契約の締結の媒介を行うことはできない。これらは、第8章およびこれに関連する規則の規定に従って、政府の監督の対象となる。

## 第6章 前章までの規定に共通な規定

**第47条（営業中の企業の資本金および設立基金。他の種目への事業の拡大）** 1946年10月4日政令第404号の施行日に営業中であった企業は、第18条、第33条および第38条の資本金または設立基金を確保する義務を負わない。

1951年までに営業を開始していたその他の企業は、資本金に関する前項の規定に定められた額の4分の1を下回らない額が引き受けられ、か

つ払い込まれた資本金を有していなければならない。営業が元受保険のみまたは再保険のみに限定される場合には、その額は半分に減額される。

資本金の性質に関する第38条の規定は、以下の企業には適用されない。

- 1) 第1項の期日に営業を行っており、本店が所在する郡の海上で活動する帆船および漁船の船体に関する運送危険を引き受ける保険企業。他の郡で登録された帆船および漁船の危険を引き受けている場合も同じ。
- 2) 第38条1番に定められていない種目を引き受けている保険企業で、第1項の期日に営業を行っており、本店の所在する県内で事業活動している企業。

前項1番および2番に従って事業活動する企業については、2,000万リラの保険料を最高限度額として、第38条1番に定められた資本金および設立基金の額が適用される。

資本金または設立基金の増額を伴う他の保険種目へ事業を拡大する場合には、第18条、第33条および第38条に定められた額は、第1項および第2項の企業については、半分に減額される。

**第48条（営業中の企業の担保の最低限度額）** 第40条に定められた担保の最低限度額は、以下のように減額される。

- 1) 1946年10月4日暫定措置令第404号の施行日に営業していた企業については、半額。
- 2) 1955年4月11日法律第294号の施行日に営業していた企業で、前条第3項に定められた保険企業については、4分の1。

損害保険業を営む保険相互会社および協同組合については、半分に減額される。

**第49条（営業中の企業の数理的準備金の担保および開始基金の限度額）** 第27条の担保および開始基金の限度額は、1946年10月4日暫定措置令第

1959年2月13日共和国大統領令第449号

404号の施行日に営業していた企業については、半分に減額される。

第50条（イタリア再保険協会）1922年4月3日付けの行政証書に基づく1925年4月17日法律第473号で変更された、1921年11月24日暫定措置令第1737号により設立されたイタリア再保険協会は、共和国内で活動する保険法人および全国保険公社（INA）によって構成され、各種の再保険を引き受け、公益に関する保険種目を営業する。

本協会は株式会社に関する民法典の規定の適用を受ける。ただし、1922年3月21日および1922年7月6日付きの官報に掲載された、1922年1月22日勅令および1922年6月11日勅令に定められている場合を除く。

法人の責任は個々の出資者の出資額を限度とする。

第51条（外国への事業の拡大）第1項 共和国内に本店を有し、ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国または非加盟国内に支店を設立しようとする内国保険企業またはカピタリザシオン企業は、ISVAPに事前に通知し、事業活動しようとしている国に報告しなければならない。

第2項 企業は、通知の際に、引き受けようとする危険に関連する事業方法書の他に、支払うべき獲得手数料の額、徴収すべき保険料の収入額、および支払うべき保険金の額に関する予測を添付しなければならない。

第3項 前項までの規定は、共和国内に本店を有する保険企業またはカピタリザシオン企業で、ヨーロッパ経済共同体の非加盟国においてサービス提供の自由の原則に基づいて事業を営もうとする企業にも適用される。

（※本条は1992年1月15日政令第49号第33条が代替しているので、同条の規定を翻訳した。）

第52条（第3章および第4章の規定の適用除外の企業）第3章および

第4章の規定は、貯蓄金庫、抵当銀行、ならびに信用および貯蓄の原則に関する規定の対象となる信用業務および銀行業務を営んでいるその他の法人には適用されない。

これらの規定は、自己の加入者および利害関係者のために、定款の規定に従って、事前に約定された額とは異なる額で、かつ貸借対照表の資金の限度内においてのみ毎年譲渡される額の報酬によって、または報酬の額を限度とし、かつ商工大臣の発議により、国庫大臣および労働社会保障大臣の同意の後、共和国大統領令で定められた技術的命令の様式に基づき、生存期間に関する合意をしないで約定額と同額の報酬によって扶助事業を補完する、法律または団体契約の規定による扶助法人にも適用されない。

## 第7章 貸借対照表、損益計算書およびその他の行政上の履行

### 第1節 全国保険公社（INA）の貸借対照表

第53条（年次貸借対照表および5年ごとの報告書）全国保険公社（INA）は商工大臣令で定められた形式で、毎年、貸借対照表を作成しなければならない。

全国保険公社（INA）は数理的準備金の積立に充当された資産を評価する場合、生命保険企業について、第31条4項に定められた基準、および貸借対照表の作成義務の主体となった会社および法人について定められた、評価に関するその他の規定を適用する責任を負う。

全国保険公社（INA）の理事会および監査役会の報告書が添付された貸借対照表は、商工大臣により国会で報告されなければならない。

全国保険公社（INA）は、商工大臣が国会で報告しなければならない技術的および分析的報告書を、5年ごとに作成する。

第54条（利益配分）以下の資産は、毎年、全国保険公社（INA）の

1959年2月13日共和国大統領令第449号

毎年の利益から控除される。

a) 普通準備金について、10パーセントを下回らない額。

b) 定款に定められた保証準備金に充当される額。

残りの部分の4.5パーセントは、以下のように配分される。

a) 理事会が定めた割合で、0.75パーセントは理事会へ。

b) 理事会が定めた割合および方法で、3.75パーセントは管理および技術職員へ。

残りの利益については、その半分が、第10条に基づいて元受被保険者の利益配当として、第23条に基づいて譲渡危険の割合に応じて、個別企業に割り当てられる。残りの半分は国庫省に支払われる。

## 第2節 保険企業およびカピタリザシオン企業の 貸借対照表およびその他の履行

第55条（会社の営業および貸借対照表の承認期間）本統一法典が規定する保険企業の事業年度は、毎年1月1日に開始し、12月31日に終了する。

前項の企業が民法第2346条に違反した場合、その貸借対照表が承認される期間は、当該対照表が関連している年度の次年度の6月30日に定められる。再保険業を営んでいる企業については、当該期間は、当該企業の申請に基づき、商工省により11月30日まで延長することができる。

第56条（貸借対照表のひな形および関連書類の提出）次項のひな形に準拠した貸借対照表および民法第2435条に定められた他の書類は、その承認から1ヶ月以内に商工省に提出されなければならない。

貸借対照表のひな形は、商工大臣の発議に基づき、共和国大統領令により決定される。その修正は当該命令の発効後の営業から効力を有する。

第57条（生命保険企業およびカピタリザシオン企業の貸借対照表に添

付される技術的報告書) 生命保険を引き受け、カピタリザシオン業を営んでいる内国企業および外国企業は、貸借対照表に報告書を添付しなければならない。報告書は、数理的準備金の決定について採用された技術的手続を示さなければならず、当該準備金の額が引き受けられた保険債務を保証するに足りるものであるという説明を含まなければならない。

報告書は、非常勤者を含む大学教員資格者、教員資格者、1942年2月9日法律第194号に定められた業務について役割を持つ大学助手、または専門家名簿の登録された保険経理人により、署名されなければならない。

第58条 (外国企業の貸借対照表) 外国企業は、本店所在国の法律に従つて貸借対照表を作成する権限を有する。ただし、イタリアで行われている営業に関する特別な財産状況および決算報告書を、毎年、当該法律に基づいて編集しなければならない。

第59条 (法定準備金基金) 生命保険業を営む内国企業および外国企業は、民法第2428条に定められた法定準備金基金を構成するために、共和国内における事業活動から生ずる純益から、その10パーセント以上の金額を控除しなければならない。

控除は、少なくとも数理的準備金の5パーセントに相当するまで継続されなければならない。準備金基金が何らかの理由で減少したり、または前掲の割合を下回ったりする場合には、同じ方法で補完されるかまたは増額されなければならない。

準備金基金は、第30条に定められた一つまたは複数の運用方法で投資されなければならない。

第60条 (保険料積立金および保険金準備金) 内国および外国の元受保険企業または再保険企業は、事業年度の終了日に進行中の生命に対する

1959年2月13日共和国大統領令第449号

危険以外の危険に関する保険料積立金を積み立てる義務を負う。その場合、その後の営業に充当された保険料の額と、将来年度について事前に支払われた保険料の該当年次額とを、貸借対照表の中に記載する。

前項の企業は、毎事業年度の終了時に、保険金準備金を積み立てる義務を負う。その場合、慎重な技術的算定に基づいて、当該事業年度またはそれまでに発生したが未評価の保険事故の保険金支払に対応するに必要な額を、貸借対照表の中に記載する。

前項の企業は、事業年度中に引き受けられた危険に関する営業保険料の35パーセントを下回らない平均額において、繰越額が各満期に応じてすべての契約につき定まらない場合には、繰越額を算定する権限が与えられている。自動車の運行に起因した損害に関する責任の危険については、最低限度額の割合は40パーセントに引き上げられ、規則の定めた基準に従って決められる短期間の危険については、最低限度額の割合は15パーセントに引き下げられる。

進行中の危険に関する保険料積立金がすべての契約について定められない場合には、商工大臣は、官報に掲載される命令で、この積立金の決定について特別様式を定めることができる。

イタリアにおける経営に関する貸借対照表は、貸方項目の中に、実在の性質、または迅速かつ確実に換金する性質の資産を、進行中の危険に関する保険料積立金および保険金準備金の額を下回らない額について記載する。前掲資産の中には、第42条に基づく担保に拘束される資産も含まれる。

(※1969年12月24日法律第990号第12条が代替しているので、同条の規定を翻訳した。)

第61条（計算書類および計算帳簿）保険企業および再保険企業は、内国企業、外国企業を問わず、民法および特別法の定める強制的書類および文書の他に、規則の定める貸借対照表に関する規制の効果に基づき、

補助書類および帳簿を保有していなければならない。

生命保険業を営む内国企業、および当該保険業を営む外国企業の代理人は、本統一法典の定める目的に必要で、かつイタリアの保有契約および技術的および分析的事項に属する保険の関する特別帳簿を保有していなければならない。

第3節 自己の加入者の生命保険業、カピタリザシオン業、  
信託業、および被保険者の扶助に関する事業活動を行なう法人の貸借対照表

第62条（貸借対照表のひな形およびその提出）第43条、第45条および第46条の法人、会社および組合の貸借対照表は、商工大臣の発議に基づく共和国大統領令で定められたひな形に準拠して編集されなければならず、株式会社の公報の2a—A部の専用記録綴に公示するため、承認の日から15日以内に、商工省に提出されなければならない。

第63条（自己の加入者の生命保険業およびカピタリザシオン業を営む法人の貸借対照表）第43条の法人もまた、自己の加入者の生存に関連して7万リラ以上の資金を支払うか、または1年間に14,000リラ以上の資金を支払う義務を負う場合には、第57条に定められた義務の対象となる。第33条に定められた法人もこの義務の対象となる。

前項の法人について、商工大臣は第57条の報告書として年次貸借対照表ではなく、複数年間隔の貸借対照表を提出することができる。

## 第8章 行政上の監督

### 第1節 監督の執行

第64条（監督機関）本統一法典の適用に関する監督は、商工省に付託される。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

労働者保障公社，および加入者のために25万リラを上回る資金，または18万リラを上回る額の年金を支払う保険相互組合に関して，その監督は商工省に委譲される。

(※第2項は，1962年6月2日法律第511号が代替しているので，同条の規定を翻訳した。)

商工省は，労働社会保障大臣との合意のうえ，国民保険制度に関する規定を定めることができる。

**第65条（資料およびデータの検査ならびに要請）** 商工省は，本店または企業の統括代理人，ならびに本統一法典，規則および認可命令に定められた規定の執行および遵守を規律するための保険業，再保険業または媒介業を営む関連組織，代理店，支店を調査する権限を有する。

本統一法典の規定に違反して営業する企業，自然人または法人がいる場合には，商工省は，自省の役人が行った検査に基づいて，違反を認定する権限を有する。

企業およびその経営者，代表者，取締役，代理人は，派遣された役人の検査に対して，すべての文書，記録および書類を提出しなければならず，その者の要求した通告および説明を行なわなければならない。

保険業，再保険業または媒介業を営む内国企業および外国企業は，商工省に対して，同省の要求するすべての通告および分析データを提出しなければならない。

本条の検査は，第114条b文およびd文の企業および人の本店，代理人，代理店および事務所においても行なわれる。

**第66条（私保険団体利益保険総局長の保険法人同業者団体への参加）** 商工省の私保険団体利益保険総局長は，第9条に定められた場合の他に，本統一法典の対象となる保険公社およびカピタリザシオン公社の役員会および理事会に，議決権を有しないで参加する権限を有する。

## 第2節 監督分担金

**第67条（分担金拠出義務）** 全国保険公社（INA）、ならびに共和国内で活動している性質を問わない内国および外国保険企業およびカピタリザシオン企業は、共和国内で締結または実行された保険については、各営業で徴収された保険料の1,000分の1を限度として、商工大臣令で定められた監督分担金を拠出しなければならない。

全国保険公社（INA）および前項の企業は、この他に、商工省および私保険団体利益保険総局が毎年編集する保険年鑑の編集および発行費用、ならびに公表および通告、保険に関する国内および国際会議、代表者会議の開催および参加に関する費用につき、前項の額の100分の4を限度として、分担金を拠出する責任を負う。

第1条第3項に定められた法人もまた、前項までの分担金を支払う義務を負う。これらの法人の監督分担金は、保険の監督業務の機能についてその都度負担される費用を考慮して、年間の保険料、掛金および出資額の1,000分の0.5を最低限度額とする。

**第68条（免除）** 第44条の法人の他に、その営業を本店の所在するコムーネ内に限定しているか、または2万リラ以内の年間保険料を徴収している保険相互会社および保険協同組合は、前条の義務を免除される。

## 第3節 監督機関の行政上の措置

**第69条（数理的準備金および担保の確保義務ならびに貸借対照表の提出義務不履行企業の責任に対する制裁）** 数理的準備金および担保の確保において確認された不足の補完については、財産を充当しなければならない内国および外国保険企業からの請求により、商工省は30日以内の期間について、命令期間を猶予することができる。企業が数理的準備金および担保の補完にその財産を充当する措置を講ずることのないまま、命令期間または猶予期間が経過した場合には、当該不履行企業は、国庫に

1959年2月13日共和国大統領令第449号

対して、不足額の2パーセント相当額を支払う責任を負う。

外国会社の代表者に関する資産状況、損益計算書、技術的一覧表および貸借対照表に添付された分析一覧表等で示された資産状態が提示されることなく、第55条および第56条の期間が経過した場合には、当該不履行企業は国庫に対して2万リラを支払う責任を負う。

不履行は商工大臣令により確認される。

本統一法典に定められている他の制裁は適用されない。

**第70条（新契約の引受禁止）**企業が本統一法典、認可に関する規則および命令を遵守しない場合、ならびに違法な業務執行を行った場合には、商工省は当該企業について、その者が前掲の規定を履行するまで、またはその違法状態を除去するまで、新契約の引受を禁止することができる。

イタリアでの取引に関する貸借対照表から判断して、企業が担保、数理的準備金、保険金準備金の確保に必要な財産を利用できる状態ないことにより違法状態にある場合には、つねに新契約の引受は禁止される。

禁止命令の布告、取消および公示の規定は、規則に定められる。

**第71条（数理的準備金の不充足に基づく強制清算）**内国生命保険企業は、損害保険業を同時に営んでいる場合においても、数理的準備金を担保するに充分な資産を有していない場合、および外国企業の代理人が、共和国内にある資産が共和国内で締結される契約に充当される数理的準備金を充分に担保しない場合には、第10章の規定に従って清算に付される。

**第72条（統一法典および規則の違反に基づく強制清算）**本統一法典および規則の不遵守が継続している場合、およびこれらの規定に違反して営業を行なっている場合には、商工大臣は当該違反企業を強制清算に付する権限を有する。

清算は第10章の規定に従って行われる。

**第73条（危険の譲渡の禁止権限）** 生命保険および損害保険の元受保険および再保険の引受を認可されている内国企業は、商工省に対して、自己の引き受けた危険の一部を譲渡または返還する再保険者の名前を通知しなければならない。この義務は、共和国の領土内において、同領土内で引き受けられる危険に限定した保険の営業を認可された外国企業の代表者にも適用される。

特別な場合には、商工省は、共和国内において代理人を任命していない特定の企業に対して再保険または償還の形態で危険を譲渡することを禁止することができる。

(※第2項は1965年3月17日法律第178号により削除。)

#### 第4節 統一法典の違反に基づく保険契約の取消および解除

**第74条（取消）** 本店またはイタリアの代表者が、本統一法典に定められた担保を決定するために、イタリアの内国企業または共和国内に統括代理人を有する外国企業が締結した第4条の保険契約を法律に従って登録し、管理し、計算しない場合には、当該保険契約は、規則の定める様式に従い、被保険者の要求によって取り消される。この場合、企業は受領済の保険料を全額返還しなければならない。

**第75条（解除）** 本統一法典の規定に違反して活動している企業、または第70条に基づいて新契約の引受を禁止されている企業が共和国の領土内で締結した保険契約は、契約者の一方的な通告によって、禁止日直後の最初の分割保険料、またはその後の分割保険料の支払期日に解除される。

当該通告は保険企業に対して、受領通知書付きの書留郵便をもって、当該効果を発生させようとする期日の5日前までに通知されなければな

らない。

## 第9章 私保険諮問委員会

第76条（委員長および部局）商工省内に私保険諮問委員会が設置される。本委員会は商工大臣または商工省次官により統括され、生命保険およびカピタリザシオンに関する問題を検討する部局と、損害保険に関する問題を検討する部局の2部局からなる。共通の利害関係のある問題が検討される場合には、2部局が全員出席した共通会議が開催される。

第77条（権限）本委員会は私保険分野に関する商工省の諮問機関である。

以下の場合、本委員会の答申は強制的である。

- 1) 保険の営業認可に関する場合。
- 2) 元受保険企業および再保険企業の清算措置に関する場合、ならびに保有契約の包括移転または営業の自主的中断の結果を規定していない取消に関する場合。
- 3) 第110条の生命保険契約および損害保険契約の獲得分野における措置に関する場合。
- 4) 行政上の認可が申請された準備金および担保金の投資に関する場合。
- 5) 数理的準備金および担保金の確保を目的とする資産の全額払戻に関する場合。
- 6) 私保険に関する規則の枠組みに関する場合。

商工省は私保険に関する法律の枠組みに関して、そして本委員会の検討に委ねることが適切であると判断する保険の営業に関するその他の疑問に関して、本委員会の見解を聞くことができる。

第78条（組織）本委員会の2部局は以下の構成員からなる。

- 1) 商工省に所属する私保険団体利益保険総局の総局長および同局の職員3名。
- 2) 国庫省の代表者1名。
- 3) 財務省の代表者1名。
- 4) 全国保険公社(INA)の総局長。
- 5) 再保険のみを営む企業の代表者1名。
- 6) 全国保険公社(INA)の代理店の代表者1名。
- 7) 私保険企業の代理店の代表者1名。
- 8) 私保険企業の経営者の代表者1名。
- 9) 公法人および保険企業の従業員の代表者1名。
- 10) 保険に関する技術的および法的規則の専門家2名。

第1部局は、この他に以下の者からなる。

- 1) 労働社会保障省の代表者1名。
- 2) 生命保険を営む企業の代表者2名。

第2部局は、本条第1項に定められた構成員の他に、以下の者からなる。

- 1) 商工省の国内取引産業消費総局長。
- 2) 貿易省の代表者1名。
- 3) 農林省の代表者1名。
- 4) 運輸省、民間運送および認可済運送特別監督委員会の代表者1名。
- 5) 海運省の代表者1名。
- 6) 運送保険を営む私企業の代表者1名。
- 7) 他の損害保険を引き受ける私企業の代表者2名。
- 8) 保険相互会社の代表者1名。
- 9) 工業界の代表者1名。
- 10) 船舶所有者の代表者1名。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

- 11) 農業界の代表者1名。
- 12) 商人の代表者1名。
- 13) 公法人、保険企業の経営者および代理店の範疇に属する代表者1名。
- 14) 全国保険公社(INA)の代理店の代表者1名。

諮問委員会の構成員は、3年間の任期で商工大臣令により任命される。商工大臣は当該大臣令により、この他に各構成員の代行、および2部局につき、各構成員の中から副局長を任命することができる。

**第79条（職務）** 本委員会は、委員長の判断に応じて、合同委員会を開催または各部局での判断を行うことができる。

商工大臣は、特別事項を取り扱う場合、他の関係官庁の代表者の他に、特別能力を有する者が専門委員会に参加するよう要請することができる。事務業務は私保険監督委員会の職員が行う。

## 第10章 企業の行政上の強制清算

### 第1節 清算手続

**第80条（清算措置。監督）** 本統一法典第71条の定める場合において、商工省は、規則の規定に基づいて企業の業務に不備があると認めた場合には、当該企業に対して1ヵ月以内にその不備を回復するように勧告する。当該期間が経過しても回復措置が講じられないか、または未回復について必要な説明がなされない場合には、官報に掲載される共和国大統領令により企業を清算に付することができる。この場合、その後の回復措置の取消は効力を生じない。

商事会社の清算人の権限を有した企業の管理者を引き受けた清算委員を任命する命令は、1942年3月16日勅令第267号で承認された破産、和議、支配管理、および行政上の強制清算の規則に関する規定第194条第

2項を停止する。

清算は商工省の監督の下でなされる。

清算人の権限は共和国大統領令による辞令で決定され、清算任務を行なうものとする。

商工省の措置については、裁判上の請求により、国務院に対して不服を申し立てることができる。

**第81条（清算の方式）**企業の財産状態の確認、清算の形式および様式は、規則により定められる。

**第82条（支払不能状態）**保険企業が支払不能の状態であることが判明した場合には、1942年3月16日勅令第267号で承認された破産、和議、支配管理、および行政上の強制清算の規則に関する規定第195条が適用される。

## 第2節 清算の効果

**第83条（進行中の保険契約に関する清算の効果）**被保険者が解約通知を行った場合を除き、進行中の保険契約は、清算命令が官報に掲載された日から60日以内まで危険を保証し続ける。保険金請求権、または満期の到来したもしくは保険事故の発生した保険契約に関する権利者は、後掲の規定に従って資産の配分に参加する。

生命保険契約は全国保険公社（INA）に移転する。当該契約に関連する危険は、前項の期間の満期が到来した時から全国保険公社（INA）の責任となる。

全国保険公社（INA）に付保された資金は、進行中の保険料に基づき、獲得手数料を控除して、規則に定められた規定に従って決定される。

（※第2項および第3項は1992年12月23日政令第515号第27条により削除。1993年5月20日に発効。）

1959年2月13日共和国大統領令第449号

第84条（資産の配分）進行中の生命保険契約は、純保険料に基づいて算定された数理的準備金の額に比例して、資産の配分に参加する。

損害保険契約は、未経過危険に対応する保険料の額に比例して、資産の配分に参加する。

満期の到来したまたは保険事故の発生した保険契約に関する保険給付の権利者、または保険金を受領する権限を有する者は、その金額に比例して配分に参加する。

第85条（数理的準備金と担保との確保資産ならびに再保険に付すべき額に対する先取特権）以下の債権は、第31条に基づいて、数理的準備金の確保資産について先取特権を有する。

- a) 第83条に定められた期間内に保険事故の発生した、または満期の到来した生命保険契約に充当されるべき保険に帰属する資金。
- b) 配分に充当される保険契約に関する数理的準備金、および清算開始の3ヶ月以前に要求される償還に関する金銭。

以下の債権は、この他に、第40条に定められた担保資産についても先取特権を有する。

- a) 第83条に定められた期間内に生ずる損害に対する賠償金。
- b) 配分に充当される保険契約に関する未経過危険に対応する保険料の部分。

前項までの債権は、清算中の企業との合意または再保険契約に関する再保険企業により負担される金銭の全額について先取特権を有する。

第86条（責任の訴えおよび刑事規定）清算人は、取締役に対して責任の訴えを提起することができる。

本統一法典に定められた行政上の強制清算には、1942年3月16日勅令第267号で承認された破産、和議、支配管理および行政上の清算の規則に関する規定第6章刑事規定が適用される。

## 第11章 企業の集中および保有契約の包括移転

**第87条（資産の出資による集中）** 機能を支配する状態にある他の保険会社に対する資産の出資によってなされた保険会社の集中は、出資会社の全保険の保有契約に関する営業が他の被出資会社に包括移転された場合には、保険契約の解除原因とはならない。

**第88条（清算中の企業の保有契約の包括移転）** 本統一法典の対象となる企業および法人の清算に関する共和国大統領令に基づいて、第83条第2項が適用される場合を除き、清算人の代表委員は合目的的な合意によつて、同種目の営業を行っている企業で、清算企業または法人の資本および数理的準備金の2倍を下回らない資本を有する企業に対して、保有契約の包括移転を受け入れるように命ずることができる。ただし、移転の結果、企業の引き受けた全契約に関して、本統一法典および規則により要求されている担保が存在する場合に限られる。

この合意は、より良い条件を提示した企業との間でなされなければならず、清算人委員会の任命命令の公示の日から60日以内に官報に掲載されなければならない商工大臣令により、承認されなければならない。

前項に基づいて承認され、公表された合意に基づく保有契約の包括移転は、保険契約の解除原因とはならない。

移転された契約に関する危険は、前記の60日が経過した後、譲受企業の責任となる。

支払済の保険料に関する全期間について、進行中の保険契約は、別段の合意がある場合を除いて、譲受企業によって解約されない。譲受企業が、合意の公示の日から3カ月以内に、30日以内の予告期間をもって、保険料の次の支払期日が到来したときに各被保険者の契約の解約を通告した場合には、当該被保険者は譲受会社または譲渡会社と締結したすべての損害保険契約を取り消すことができる。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

第89条（適用規定）規則に含まれている合併に関する規定は、保険法人の集中および前条までの保有契約の包括移転の場合に適用される。これに関する決議および合意は、商工省に事前に通知されなければならぬ。

## 第12章 脅迫の危険および海上運送、航空運送危険の再保険に関する特別規定

第90条（脅迫の危険に関する再保険）第50条に定められたイタリア再保険協会は、国の計算および利益において、国内市場の保証能力を上回る脅迫危険の一部の再保険を引き受けるように認可される。

国に対する再保険における譲渡の限度、条件および方式は、第94条に定められた監督委員会が決定する。

国の計算による再保険で引き受けられる限度額および保険料率の決定に関する委員会の決議は、国庫大臣および商工大臣の承認に付される。

第91条（海上運送および航空運送危険の一部を再保険で引き受ける企業に対する認可）海上運送および航空運送の危険について、その引受けが認可された会社の保証能力を上回る部分については、他の危険について認可された会社による再保険において引き受けられる。各会社の設立趣意書および定款の規定に違反する場合も同様である。

第92条（海上運送および航空運送危険の再保険）商工省は国庫大臣の同意に基づき、第94条に定められた監督委員会の意見を聴取したうえで、国内保険市場の保証能力を上回り、何らかの理由で外国市場での再保険の可能性または実行を欠くに至った場合には、第90条に定められた脅迫危険の再保険の他に、イタリア再保険協会が国の計算および利益において、海上運送および航空運送危険の再保険を引き受けるように認可する

ことができる。

第93条（海上運送および航空運送危険の再保険の経営）イタリア再保険協会は、第94条に定められた監督委員会の決定した方式、条件および限度において前条の再保険を引き受け、経営することができる。

本協会はこの他に、前項の委員会の命令に基づいて編集された経営に関する決算報告書を、毎年、商工省および国庫省に提出しなければならない。

前項の命令に関する委員会の決議は、商工大臣および国庫大臣の承認に付される。

第94条（技術経営管理監督委員会）前条までの危険の経営は、保険業を担当する商工省次官が運営する技術経営管理監督委員会が管理する。本委員会は以下の者からなる。

商工省の私保険団体利益保険総局長。

国庫省の代表者2名。そのうち、国庫省主計局から1名、国庫省総局から1名。

国防省の代表者2名。そのうち、海軍から1名、空軍から1名。

海運省の代表者2名。

会計検査院の代表者1名。

国事弁護院の代表者1名。

イタリア再保険協会の総局長、またはその代理人1名。

保険企業の代表者2名。

船舶会社の代表者1名。

保険企業および船舶会社の代表者は、国内の各組合組織から選任される。

本委員会を構成する政府の役人は、正式な構成員の他に、代行を選任することができる。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

本委員会の構成員は商工大臣令で任命される。本命令により委員会の秘書官が任命される。

## 第13章 獲得手数料の分割。生命保険の流用。 延期効力を有する保険

### 第1節 獲得手数料の分割

第95条（割引の禁止）共和国内において生命保険の営業が認可された法人および企業の業務に従事している者、およびすべての範疇の生命保険の代理人および仲介人は、被保険者または保険契約者に対して、契約の獲得手数料の全部または一部を直接的または間接的に割り引くことを禁止される。

保険者は被保険者または保険者のために、生命保険の獲得について割引を直接的または間接的に認めることを禁止される。

前項までの禁止は、贈与、報酬および物の形態による割引にも関係する。ただし、きわめて少額の割引はこの限りではない。

（※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。）

第96条（契約獲得に関する手数料の分割）保険期間の1年目には、保険法人または企業は販売組織のために、獲得手数料の10分の7を上回って支払うことは禁止される。残りの10分の3は、つねにその支払額を徵収済保険料に比例させて、保険期間の2年目に支払われる。

（※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。）

第97条（獲得手数料の分割の除外）同一業務について、保険期間の1年目の保険料の10パーセントを上回らず、または1万リラを上回らない金額の契約、ならびに一時払保険、団体簡易保険、および国債における支払に關係する特殊な保険、または他の特殊形態の保険契約の合計額に

関連する獲得手数料は、前条の分割から除外される。

(※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。)

## 第2節 生命保険の流用

第98条（生命保険の流用）保険企業および法人は、生命保険の流用を認めたり、実行することが禁止されている。

以下の場合は、流用行為となる。

- a) 同一人の生命について、6ヶ月以内に、二つの別々の保険企業または法人により、二つの保険証券が発行されている場合、時間に沿って、申込人の健康診断の実施が2番目である保険者により、または健康診断のない保険の場合には、他の企業または法人の後で、それに関する申込の署名を獲得した保険者により、保険契約が締結された場合。
- b) 一つの生命保険契約の保険料の支払が中断し、かつ未払保険料の支払期日に先立つ6ヶ月以内またはその後の9ヶ月以内に、他の保険者の間で同一人の生命について新しい保険契約が締結された場合。

未払の保険料の最初の支払期日から2年以内に行われる保険契約の復活は、被保険者が有しており、かつ他の申込を行い、他の契約を締結した他の保険企業または法人の損害において流用とはならない。

(※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。)

第99条（流用を予防する措置）保険企業または法人は、保険の申込を受けるときに、適切な質問表によって、以下の事項について契約者に告知させなければならない。

- a) 他の生命保険が進行中か、または完成するのを待機中か否か。
- b) 最近の6ヶ月以内に、他の生命保険の申込書に署名したか否か。
- c) 申し込んだ保険により、進行中の保険のいくつかを代替する意

1959年2月13日共和国大統領令第449号

思があるか否か。

d) 申込日以前の9ヶ月以内に、進行中の保険の保険料の支払を中断したか否か。

質問表に対する回答が絶対的に流用を排除するものである限り、申込が承諾される。

告知の内容が真実と一致しない場合には、契約者は、その告知により保険企業または法人について生じた損害を賠償する責任を負う。

(※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。)

**第100条（流用保険者の責任における措置および制裁）** 未払の保険料の最初の支払期日から1年以内に、流用によって損害を被った企業または法人は、加害企業または法人に対して、当該企業または法人が徴収した保険料を使うことにより、損害を被った保険が有効になる努力をするように要求することができる。被保険者が被流用企業または法人との間で保険契約の締結または継続を希望しない場合には、流用企業または法人に対して、損害を被った保険金額に対応して徴収された最初の保険料の額、または法定譲渡における全国保険公社（INA）への分担金の全額を下回らない額の罰金刑が適用される。

(※1995年3月17日政令第174号第113条第1項により削除。)

### 第3節 延期効力を有する保険

**第101条（延期効力を有する保険契約の締結禁止）** 共和国内において損害保険の営業を認可された企業は、延期効力を有し、同一危険についてすでに進行中の保険の目的物を引き受ける保険契約を付加する形式により、契約を締結または変更することができない。この場合、その締結が有効な契約の保険期間の最後の年度に行なわれないことを条件とする。

同一危険および目的物について、進行中の他の保険契約の存在とは別に、その締結から1年を超えて効力を延長する保険契約も、前項の禁止

の中に含まれる。

**第102条（被保険者に対する同一危険および同一目的物に関する将来の保険契約を約束する行為の禁止）** 前条の禁止は、告知の際に1年以上にわたり企業に拘束されている被保険者が、進行中の契約の満期後、同一危険および同一目的物による保険の全部または一部の締結または更新を約束した場合にも及ぶ。

**第103条（延期効力を有する契約締結の認可）** 商工省は、前条までに定められた禁止に違反する状況の再発を認識した場合、当該企業に対して、1年以上の延期効果を有した契約を締結するか、または約束を引き受けるための特別認可を与える権限を有する。

**第104条（禁止に反する取引の無効）** 前条までの禁止に反する申込、契約およびすべての告知は無効である。被保険者による解約告知が進行中の契約期間の最終年度までに保険企業に到達する場合、この無効は前記の契約または告知に関する解約告知にも及ぶ。

## 第14章 行政上および刑事上の制裁

### 第1節 行政上の制裁

**第105条（割引禁止の違反に対する制裁）** 第95条に基づいて保険企業または法人の業務に従事している者で、割引禁止に関する規定に違反する者は、いつにても臨時的な営業販売人も含み、違反の原因となった獲得手数料の総額の3倍を限度とした罰金刑が課される。

違反の遂行を帮助しただけの場合、または契約獲得を妨害した場合においても、前掲の者に対してこの刑罰が課される。

前の違反から12ヶ月以内に新たな違反がなされた場合には、罰金刑の

1959年2月13日共和国大統領令第449号

適用の他に、違反者に対して正式な警告が発せられる。新たな違反は、代理人に対する委任の取消、および解除または臨時的な場合も含めた他の場合におけるすべての関係の終了原因となる。

契約が解除されたまたは解雇された職員は、その後1年間は、生命保険の営業について他の保険企業または法人によって採用されない。それに関する違反については第106条に定められた罰金刑が課される。

第106条（保険企業または法人の割引禁止および分割義務の違反に対する制裁）保険法人または企業が割引の禁止に関する規定に違反した場合には、その代表者の責任で30万リラを上限とする罰金刑が課される。

企業または法人の責任で手数料分割義務に違反した場合にも、同じ刑罰が課される。

第107条（生命保険契約の流用に対する制裁）他の保険者を害した流用を行った臨時も含む営業販売員または代理人に対しては、獲得手数料の額または違反を起こした取引について形式を問わずに、その者に支払われた他の報酬額、販売および機構の職員に対しては、当該取引につき、清算参加の額を限度とし罰金刑が課される。

第108条（延期効力のある保険契約の禁止違反に対する制裁）第101条および第102条の禁止に違反して契約、合意または提案により保険取引をもたらした保険企業の業務に従事した者に対しては、違反取引について、獲得手数料の額および形式を問うことなく、支払われたその他の報酬の額を下回らない罰金刑が課される。

第109条（割引禁止、手数料の割引義務、流用禁止の違反の確認）割引禁止、手数料の分割および保有契約の流用に関する第13章の規定の違反は、商工省により確認される。

**第110条（制裁の適用管轄および手続）** 本節に定められた措置の布告は、商工大臣に委託される。当該措置は、第9章の私保険諮問委員会の意見に基づいて、以下の内容を含んだ命令で発せられる。

- 1) 違反者の身分。
- 2) 事実および抵触した法規定の指摘。
- 3) 決定が下された事実上および法律上の原因の概説。
- 4) 日付と商工大臣の署名。

**第111条（大臣の措置に対する提訴）** 商工大臣の措置に対しては、ローマ地方裁判所に対する抗告が認められる。抗告は、商工省に対して当該措置の通告日から30日以内に、受領通知付きの書留郵便でなされなければならない。商工省は、それに言及している書類およびその判断とともに、抗告を地方裁判所へ移送する。

地方裁判所は、抗告の利害関係人の願出により、記録および書類の提出期日を定めることができる。調査を必要とする場合には、判事の一人が簡潔な方法でそれを遂行するように委託される。

利害関係人は個別に尋問されるように要求することができる。

地方裁判所の判決は、判事室において、関係官庁の意見に基づいて判決文の形式で下される。

判決は控訴の対象となる。控訴は控訴院の書記局に提出される上訴によってなされ、同一形式で決定される。

**第112条（制裁の執行）** 抗告されなかった商工大臣令、強制力のある地方裁判所または控訴院判決の執行については、1910年4月14日勅令第639号で承認された国の財務収益の徴収に関する統一法典の規定が適用される。

1959年2月13日共和国大統領令第449号

## 第2節 刑事上の制裁

第113条（貸借対照表に関する義務違反に対する措置）第18条、第28条、第55条、第57条、第63条および第119条に定められた義務の違反には、後掲の第114条の規定が適用される。

第114条（外国への危険の移転および統一法典中の保険業の執行に対する制裁）外国への危険の移転に関する媒介は禁止される。（※共同保険は除く。参照、1986年11月11日法律第772号第9条。）

禁止に違反した者は、決定された保険料の倍額で、つねに一契約あたり1万リラ以上の額の罰金が課される。

刑罰は以下の者に適用される。

- a) 本統一法典の規定に違反して活動した者。
- b) 本統一法典の規定に違反して活動した企業との間で保険取引を行ったブローカー。
- c) イタリア国内にある財産、またはイタリア国籍の船舶に関する保険契約を外国で締結した者。ただし、商工省の特別認可による特別危険の場合は除く。
- d) 本統一法典に基づいて活動することが禁止されているにもかかわらず、契約の引受を継続していた者。

再犯の場合、罰金は倍額となる。

第115条（他の制裁）元受保険業、再保険業、または媒介業を営む内国企業の経営管理者、外国企業の法定代理人、本統一法典および規則の規定に完全にそして一時的に従わなかったまたは他人を従わせなかつた支配人は、各違反について3,000リラ以上3万リラ以下の額で、規則に定められた各罰金刑を課される。

## 第15章 税務規定

第116条（保険業およびカピタリザシオン業の事業認可に対する政府の認可税）第17条、第33条、第37条、第43条および第45条の認可は、これらに関する現行規定に定められた政府の認可税の対象となる。

第18条および第38条に基づいて、資本金および設立基金の増額を伴わない保険の新種目に営業を拡大する認可は、第18条1番、ならびに第38条1番、2番および3番の場合について、それぞれ6万リラ、4万リラ、2万リラおよび1万リラの政府の認可税の対象となる。

第117条（カピタリザシオンの税務体系）出資および給付が現金でなされる企業、法人およびカピタリザシオン契約もまた、引き続き生命保険企業および生命保険契約の対象となる税務条件に従う。

第118条（保険協同組合および保険相互会社）保険協同組合および保険相互会社は、税務上の義務に関する限り、他の保険企業と同等に扱われる。

第119条（信託公庫に預託された有価証券の印紙税および抵当税の免除）第30条において、第31条に基づき信託公庫において担保として認められ、かつ初めから印紙税の対象とならない有価証券は、同公庫において拘束される間は印紙税を免除される。本統一法典が適用される際に、信託公庫に預託された証券を回収する場合、全国保険公社（INA）および企業が交付し領取証は印紙額に比例した税金が控除される。

第31条に定められた抵当権登記および拘束の登録は、抵当税を免除される。

第120条（信託公庫における証券預託の保管税）本統一法典における

1959年2月13日共和国大統領令第449号

数理的準備金および被保険者の保証担保の保証として、信託公庫に公債を預託した企業および法人は、供託額を問わず、1年につき名目資本の100リラあたり1リラの割合で保管税を支払う義務を負う。

## 第16章 終 則

第121条 (《istituto》の名称および《nazionale》の称号の使用禁止)  
私保険企業は、《istituto》の名称を使用すること、および《nazionale》の称号を自己の商号の中にいれることが禁止される。

前項に規定に違反する企業は、企業登記簿の記載が命じられない。

第122条 (生命保険の協同組合における法人の分担金および株式) 法人がこの件に関する規定に違反する場合には、生命保険業を営む協同組合の分担金または株式の一社あたりの限度額は200万リラとされる。

第123条 (統一法典の対象となる企業および法人の責任における分担金および賦課金の適用) 本統一法典の対象となる企業および法人の責任における性質および種類の分担金および賦課金は、税金の控除された保険料に比例し、商工大臣令で定められた経営の賦課金に関する割当分の控除された保険料に適用される。

第124条 (未認可企業および外国で締結された生命保険契約) 共和国内で活動することが認可されていない企業、および外国で締結された生命保険契約は、共和国内でいかなる活動も行うこができない。

(1997年11月30日脱稿)